

別表（第3条関係）

利用選考 基本点数			
区分	事由	保護者の状況	点数
1	就労	月の就労時間 170 時間以上	100
		月の就労時間 160 時間以上 170 時間未満	95
		月の就労時間 150 時間以上 160 時間未満	90
		月の就労時間 140 時間以上 150 時間未満	85
		月の就労時間 130 時間以上 140 時間未満	80
		月の就労時間 120 時間以上 130 時間未満	75
		月の就労時間 110 時間以上 120 時間未満	70
		月の就労時間 100 時間以上 110 時間未満	65
		月の就労時間 90 時間以上 100 時間未満	60
		月の就労時間 80 時間以上 90 時間未満	55
		月の就労時間 70 時間以上 80 時間未満	50
		月の就労時間 60 時間以上 70 時間未満	45
		月の就労時間 50 時間以上 60 時間未満	40
		月の就労時間 48 時間以上 50 時間未満	35
			内職
2	出産	出産予定日の2か月前の日の属する月の1日から、出産日から起算して2か月後の日が属する月の月末までの期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	100
3	疾病又は負傷	入院又は入院に相当する治療又は安静を要し、乳幼児の保育が不可	100
		月に4回以上通院加療を行い、常に安静を要し、乳幼児の保育が困難	80
		月に2回以上通院加療を行い、常に安静を要し、乳幼児の保育が困難	70
		月に1回以上通院加療を行い、常に安静を要し、乳幼児の保育が困難	60
		上記には該当しないが、通院加療を行い、安静	40

		が必要で乳幼児の保育が困難	
障害	身体障害者手帳	1 級又は 2 級	100
		3 級	90
		4 級	80
		その他	70
	精神障害者保健福祉手帳	1 級	100
		2 級	90
		3 級	80
	療育手帳	A 1 又は A 2	100
		B 1	90
		B 2	80
4	看護又は介護	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を週 40 時間以上看護又は介護していること。	70
		同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を週 24 時間以上看護又は介護していること。	50
		同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を週 12 時間以上看護又は介護していること。	30
		上記には該当しないが、同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を看護又は介護していること。	20
5		震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	100
6		求職活動（起業の準備を含む。）	10
7	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める学校に通学		月の就学時間に 応じ、 利用選考 基本点数の
	国又は県設置の職業訓練施設その他これに準じる技能施設に通学又は通所		

		区分 1 の時間 区分を 適用す る。
8	児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）に定める児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある場合	100
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護者等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）に定める配偶者からの暴力により保育を行うことが困難な場合	100
9	その他、特に保育が必要と認められる場合	児童及 び世帯 の状況 等に応 じて判 断する。

利用選考 調整点数

区分	調整対象事項	点数
1	ひとり親世帯の場合	120
2	父母が不存在で、主たる保護者が祖父母等の場合	20
3	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による生活保護世帯であって、就労による自立支援につながると認められる場合	30
4	児童の兄弟姉妹が利用中の特定教育・保育施設等（兄弟姉妹の転園の申込がある場合は当該転園を申し込んでいる特定教育・保育施設等）を希望する場合	5
5	保護者が日本国外へ単身赴任の場合（保育の必要な事由が「就労」の場合に限る。）	10
6	保護者が日本国内で単身赴任の場合（保育の必要な事由が「就労」の場合に限る。）	5
7	保護者のいずれかが保育士であって、いなべ市内の特定教育・保育施設等において直接雇用により勤務中又は勤務予定である	20

	場合（1日7時間以上かつ月20日以上勤務し、又は勤務する予定であること。）	
8	生計中心者の失業等により、就労の必要性が高いと認められる場合	10
9	虐待又はDVにより、特に保育が必要と認める状態にある場合	50
10	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合	-100
利用選考 優先順位		
優先順位	世帯状況の優先対象事項	
1	本表の基本点数による点数に、調整点数を加減点した合計点数の高い世帯	
2	育児休業から復帰を予定している場合（保育が必要な事由が「就労」の場合に限る。）	
3	ひとり親世帯の場合	
4	生活保護法による生活保護世帯であって、就労による自立支援につながると思われる場合	
5	世帯で保育所等の利用者負担額等の滞納がない場合	
6	児童の兄弟姉妹が利用中の特定教育・保育施設等（兄弟姉妹の転園の申込みがある場合は転園を申し込んでいる特定教育・保育施設等）を希望する場合	
7	養育している小学生以下の児童の人数が多い順	
8	保護者の基本点数（区分）が低い方の保護者の状況により区分8、5、1、2、3、4、7、6、9の順に優先	
9	市町村民税の所得割額が低位の世帯	

備考

- (1) 保護者それぞれについて、本表中の「基本点数」に、「調整点数」を加減点した合計点数の高い世帯の児童から選考する。
- (2) 「基本点数」に「調整点数」を加減点した合計点数が同一点数の場合は、「優先順位」により選考する。